

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当市の人口は、つくばエクスプレス開通や松並土地区画整理事業に伴う分譲住宅・マンションの集中的な供給増加による人口増加基調が続いており、20年の間に、約1.3倍に増加している。

世帯数も人口増加と同様に平成15年の17,845世帯から令和5年の28,924世帯にまで増加している。

人口の年齢構成をみると年少人口(0～14歳)10,150人、生産年齢人口(15～64歳)42,410人、老年人口(65歳以上)16,804人となっている。

産業構造を事業者数や従業員数の側面から捉えると、事業者数・従業員数ともに卸売業・小売業の割合が約2割を占めており、従業員数に絞れば医療・福祉や製造業、飲食サービス業等も比較的「雇用力」の高い産業となっている。

また、製造業については、市内総生産のおおよそ半分程度を占めるなど、本市の産業活力を支える主要産業となっており、商業や工業が活性化したまちづくりが求められている。

中小企業者・小規模事業者には、商工会による各種セミナー(ものづくり経営力向上計画作成、創業・事業継承)や地域の需要動向調査等を実施し、伴走型小規模事業者支援事業に取り組んでいる他、ものづくり補助金申請、小規模事業者持続化補助金申請、経営革新計画申請、消費税転嫁対策事業、金融あつ旋、税務、経営相談、講習会の開催に努めている。

他にも、産業競争力強化法による認定を受けた創業支援事業者(商工会)と連携して、対象者に事業立ち上げの際に必要な経済・財務・人材育成・販路開拓の知識を身に付けるための継続的な支援、創業支援の提供を行い、起業に必要なスキルを習得してもらうことで、受講者は登録免許税の軽減、創業関連保証の特例、日本政策金融公庫の融資制度についてメリットを受けられることができるよう推進を図っている。

当市においても、市内中小企業の方に安定した経営をしていただくために中小企業事業資金の融資あつ旋事業の取り組みを実施してきているが、引き続き、中小企業の生産性の抜本的な向上の取り組みを支援していくことは喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、市内中小企業者の生産性の向上を図る。そのための目標として、計画期間中に4件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当市の産業は「製造業」に続き、「卸売業、小売業」、「飲食サービス業」など他業種に渡るため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

当市の産業は、多様な業種が広く市内に分布しており、広範囲で事業者の生産性向上を実現させる必要があることから、本計画において対象とする区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

当市の産業は、「製造業」、「卸売業、小売業」、「飲食サービス業」と多岐に渡り、多様な業種が市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、多様である。本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用

の安定に配慮すること。

・公序良俗に反する取組や、反社会性勢力との関係が認められるものについては先端設備導入計画の認定の対象としない。

・以下のものは認定の対象としない。

○第三者に売却し、又は分譲することを予定するもの

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業及び同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に供される施設に関するもの。

○税負担の公平性を確保する観点から、市税を滞納するもの。

（備考）

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。